

愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

第2694号

平成27年 7 月31日金曜日 第2694号

	\Diamond	Ħ	次	\Diamond				
		規	則					
知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改	正する	5規則				(人	事課)	. 744
愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則						(税	務課)	. 745
		告	示					
北 ウウ土土均压在#明 5 北ウ		_	•••				5.1 ±m \	740
指定自立支援医療機関の指定						*	,	
保安林の指定(2件)						*		
同意の成立(漁獲共済)						•		
土砂災害警戒区域の指定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						• • •		
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定						•	•	
土砂災害警戒区域の指定 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定						`	,	
工砂炎舌竇飛区域及び工砂炎舌符別竇飛区域の指定 指定居宅サービス事業者の指定						`	,	
指定介護予防サービス事業者の指定(2件)					· · ·	17地方向地线伸9		. 760
指定居宅サービス事業の廃止					•	"	,	. 760
指定居宅介護支援事業の廃止					•	"	,	. 761
指定介護予防サービス事業の廃止					•	"	,	. 761
道路の区域変更(県道石畳中山線)					•		,	
道路の供用開始(")					*****	8万向人/111工小争。 11		. 761
道路の供用開始(県道小田河辺大洲線)					•	"	,	. 762
追路仍供用用如(宗追小田凡迈入州縣)						")	. 702
		訓	令					
副知事の担任事務に関する規程の一部を改正する訓令						(人	事課)	. 762
		公	告					
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告		_	_		<i>(</i> =	4. 大名画、周兄协	新≐田∖	762
十地(埋立地)の売払い					***			
工地(建立地)の元仏(1						() () () () () () () () ()	干林丿	. 702
		教育委員	会告示					
教育委員長印の廃止						(教育総	務課)	. 763
		公安委員	会規則	I				
愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則						敬宛士並六済へ	三曲 /	764
受废宗追始文通戏則の一部を以正する規則					(言祭本部文理正	□砞)	. 704
	2	》	管理規和	呈				
愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	の施行	前日を定	める管理	里規程	(盆	公営企業管理局総	務課)	. 764
		規	則					

○愛媛県規則第37号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成27年7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則(平成24年愛媛県規則第8号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項の規定によ	地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項の規定によ
り、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。	り、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。
第 1 順位 副知事 上甲俊史	第 1 順位 副知事 上甲俊史

第2順位 副知事 仙波隆三

第2順位 副知事 長谷川淳二

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第38号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号)の一部を次のように改正する。 第10号様式 1 を次のように改める。

第10号様式(第1条関係)

1 (通知書兼不足税額等納額告知書)県民税(法人分)、事業税(法人分)、地方法人特別税に係る分

(表)

通知書兼不足税額等納額告知書

事業年度又は 連結事業年度	年 月 日から 年 月 日まで
法定申告納 期 限	年月日 延長申告 年月日納期限
申 告 年 月 日	年 月 日確定・ 年 月 日修正
法人税処理年月日	年 月 日 更正 決定 修正 確定
所在地	
	様

平成 年 月 日 愛媛県 地方局長即

事業税、県民税及び地方法人特別税について課税標準 額等を次のとおり更正・決定しましたから通知します。

不足税額及び加算金額に延滞金を加算して納付してください。なお、事業税及び地方法人特別税に係る延滞金の計算については、事業税及び地方法人特別税の合算額によつて行つてください。また、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し、当該不足税額に年14.6パーセントの割合(法定納期限の翌日から当該不足税額に存14.6パーセントの割合(法定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセントの割合)で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。

- 注意 1 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、各年ごとにそれぞれ当該年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準制引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合として計算してください。
 - 2 平成26年1月1日以後の期間については、各年ごとに それぞれ当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律 第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年 1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては年7.3パーセントの割合と当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合として計算してください。

		法	人の事業科	ボイ足祝領寺納 说・地方法人特!						法	人の県	民税			
		区 分		課税標準額	税率	税	額		区 分	更正	E・決定	(C)	既に納	付の確定	ごしている額
		所 年 万円以下			/100	1	1 1		課税標準となる法人税額	- 1				i	1 1
	法		月以下		/100		i i	JL	又は個別帰属法人税額30						
	124	割 年 万円超			/100			法	税 率						
更	人	計		1 1 1 1			i i		35						
		1 軽減税率不適用法人	の金額		/100				法人税割額					- 1	1 1
E	の	付加価値割	2		/100	-	!!!] . L	34 × 35 36		i			<u>i</u>	<u> </u>
	事	資 本 割	3		/100		<u>i i </u>] ^ [外国の法人税等の額の控						
	,	収 入 割	4		/100			JL	除額 37	-	1			i	1 1
.	業	合計事業税額		①+	2+3+4 5		1 1		仮装経理に基づく法人税						
	税	仮装経理に基づく事業税額	の控除額		6		<u> </u>	税	割額の控除額 38	1	1			- !	1 1
央	化	租税条約の実施に係る事業	脱額の控除額		7		! !	17%	利子割額の控除額					i	-
		差引			5-6-7 8		<u>i i</u>		39						
ŧ	地	所得割に係る地方法人特別	兇額 ⑨	<u> </u>	/100				租税条約の実施に係る法						
۱ ــ	方	収入割に係る地方法人特別	兇額 ⑩		/100	1		割	人税割額の控除額 400						
A)	法人	合計地方法人特別税額			9+10 (1)			7.5	既還付請求利子割額が過					- 1	1 1
	特	仮装経理に基づく地方法人	特別税額の控制	除額	12			JL	大である場合の納付額④		į į				<u>i i</u>
	別税	租税条約の実施に係る地方	法人特別税額	の控除額	(3)	i	<u>i i</u>		差引法人税割額	0			0	- 1	
	176	差 引			(1)-(2-(3)				80-87-80-80-40+41 42	- 1				- 1	1 1
				人の事業税	15		! !	均		(3)			ℬ		-
DITT >	こ納化	4 小かつし ナルフガー	B) —			-		等	均等割額		1 1			1	1 1
既り	,,,,,,	付の確定している額(方法人特別税	16				3 /1 H188						
既		所 年		方法人特別税	/100			割		(C)	(D)		+		
既		所 年 万円以下		方法人特別税					差引過不足額	(C)	- (D)		この見	更正・決	た定により
	法	所 年 万円以下	地	方法人特別税	/100			割		(C)	- (D)		_		
	法	所 年 万円以下 得 年 万円超 万	地	方法人特別税	/100			割	差引過不足額	(C)	- (D)		_		
善		所 年 万円以下 得 年 万円超 万 割 年 万円超	9以下	方法人特別税	/100			割納付	差引過不足額	(C)	- (D)		_		
差別	法	所 年 万円起 万 割 年 万円超 万 部 年 万円超	9以下	方法人特別税	/100 /100 /100			割納付	差引過不足額 ナベき法人税割額 ②一労 ③	(C)	- (D)		付すっ		
差別	法人の	所 年 万円以下 得 年 万円超 万 割 年 万円超 計 軽減税率不適用法人	中以下の金額	方法人特別税	/100 /100 /100 /100			納付金納付金	差引過不足額 ナベき法人税割額 ①一⑦ ③ サベき均等割額	(C)	- (D)		付すっ		
差 別	法人	所 年 万円以下 得 年 万円超 万 事 年 万円超 新 単 軽減税率不適用法人 付加価値割 資 本 割	ルカリンド の金額 18	方法人特別税	/100 /100 /100 /100 /100			納付金納付金	差引過不足額 すべき法人税割額		- (D)		付すっ		
差 別	法人の	所 年 万円以下 得 年 万円超 万円超 事 日 計 軽減税率不適用法人付加価値割	地 円以下 の金額 B		/100 /100 /100 /100 /100 /100			納付金納付金	差引過不足額 ナベき法人税割額 ①一⑦ ® ナベき均等割額 ②一⑦ ®	3	- (D)		付すっ		
差 別	法人の事業	所 年 万円以下 年 万円超 万 年 万円超 計 軽減税率不適用法人 付加価値割 資 本 割 収 入 割 合計事業税額	地 円以下 の金額 B B		/100 /100 /100 /100 /100 /100 /100 /8+\$+\$0			納付金納付金	差引過不足額サインを法人税割額 ①一の 邸サインを均等割額 ②一の ⑭ 県民税の前付サインを税額 ⑬ 十 ⑭	3			付す~ ⑦+⑦	※き税 名	質等の合計
差 別 過 不 足	法人の事	所得 年 万円以下 得 万円超 万円超 計 年 万円超 計 軽減税率不適用法人付加価値割資本割収入割合計事業税額 仮装経理に基づく事業税額	地 円以下 の金額 り り つ		/100 /100 /100 /100 /100 /100 /100			納付金納付金	差引過不足額 ナベき法人税割額 ①一労 ® ナベき均等割額 ②一労 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	少	限		付す~ ⑦+ℬ 年	、き税月	質等の合計
差 別 過 不 足	法人の事業	所 年 万円以下 得 年 万円超 財 年 万円超 計 軽減税率不適用法人 付加価値割 資本割 収入割 合計事業税額 仮装経理に基づく事業税額 租税条約の実施に係る事業	地 円以下 の金額 り り つ		/100 /100 /100 /100 /100 /100 /100 /8+3+3 2			納付金納付金	差引過不足額 サベき法人税割額 ①一⑤ ® サベき均等割額 ②一③ ④ 및 県長駅の前付サベき投額 ③ 十 ④ 指 定 納	期	限業税・		付す~ ②+② 年 人特別和	、 き税 月 税	順等の合計 日
差 別 過 不 足	法人の事業税	所 年 万円以下 年 万円超 万 年 万円超 計 軽減税率不適用法人 付加価値割 資 本 割 収 入 割 合計事業税額 仮装経理に基づく事業税額 租税条約の実施に係る事業 差 引	地 円以下 の金額 B B D 20 の控除額 脱額の控除額		/100 /100 /100 /100 /100 /100 /100 /100			納付金納付金	差引過不足額 すべき法人税割額 ①一⑦ ® すべき均等割額 ②一⑦ ● 県民税の納付すべき税額 ③ + ④ 指 定 納 法 区分 算定の基	期	限業税・	地方法	(付す~ (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**)	き税月 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	質等の合計
差別過不足額	法人の事業税地方	所 毎 〒 万円超 万 年 万円超 万 年 万円超 計 軽減税率不適用法人 付加価値割 資 本 割 収 入 割 合計事業税額 仮装経理に基づく事業税額 租税条約の実施に係る事業 差 引 所得割に係る地方法人特別	地 円以下 の金額 ® 9 の 力控除額 脱額の控除額		/100 /100 /100 /100 /100 /100 /100 /8+3+3 2			納付金納付金	差引過不足額 ナベき法人税割額 ①一② ③ ナベき均等割額 ②一③ ④ 県民税の前付ナベき税額 ③ 十④ 指 定 納 法 区分 算定の基 過少申告 うち加	期の事をな	限 業税・ る税額	地方法	年 人特別和	、 き税 月 税	順等の合計 日
差 別 過 不 足 須	法人の事業税地方法	所 得 年 万円超 万 年 万円超 計 軽減税率不適用法人 付加価値割 資 本 割 収 入 割 合計事業税額 仮装経理に基づく事業税額 租税条約の実施に係る事業 差 引 所得割に係る地方法人特別 収入割に係る地方法人特別	地 円以下 の金額 ® 9 の 力控除額 脱額の控除額		/100 /100 /100 /100 /100 /100 /100 8+9+2 2 2 2 2 2 2 2 /100 /100			納付金納付金	差引過不足額 ナベき法人税割額 ①一の ® ナベき均等割額 ②一の ® サベき均等割額 ③一の 申 県民税の前付サベき税額 ③・中④ 指 定 納 本法 区分 算定の基	期	限 業税・ る税額	地方法	年 人特別和 3 / 100	き税月 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	順等の合計 日
差 引 過 不 足 額 A)—	法人の事業税地方	所 得 年 万円超 万 年 万円超 計 軽減税率不適用法人 付加価値割 資 本 割 収 入 割 合計事業税額 仮装経理に基づく事業税額 根税条約の実施に係る事業 差 引 所得割に係る地方法人特別 収入割に係る地方法人特別 の計地方法人特別税額	地 の金額 (B) (B) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D) (D	(D)	/100 /100			納付金納付金	差引過不足額 ナベき法人税割額 ①一の ® ナベき均等割額 (②一の) ® サベき均等割額 (③一の) ® オーシャックを収額 (③・中の) ® 大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	期の事をな	限 業税・ る税額	地方法	年 人特別 3 /100 /100	き税税金33	順等の合計 日
选	法人の事業税地方法人	所 得 年 万円超 万 年 万円超 計 軽減税率不適用法人 付加価値割 資 本 割 収 入 割 合計事業税額 仮装経理に基づく事業税額 租税条約の実施に係る事業 差 引 所得割に係る地方法人特別 収入割に係る地方法人特別	地 円以下 の金額 ® ® ® の の の の の の の の の の の の の	①	/100 /100 /100 /100 /100 /100 /100 8+9+2 2 2 2 2 2 2 2 /100 /100			納付金納付金	差引過不足額 ナベき法人税割額 ①一② ③ ナベき均等割額 ②一③ ④ 県民税の前付ナベき税額 ③ 十④ 指 定 納 法 区分 算定の基 過少申告 うち加	期の事をな	限 業税・ る税額	地方法	年 人特別初 / 100 / 100	き税月 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

摘	平成	年	月	日	更正の請求による。	重 加 算 金 対 象 所 得	円
要	第			号	知事の通知による。	上記に係る法人の事業税額	
	整	理 番	号			上記に係る地方法人特別税額	

(裏)

付 の

場

所

意

・指定金融機関

- 指定代理金融機関
- 収納代理金融機関
- ・県が収納の事務を委託した者
- ・地方局

1 この更正、決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。

注

- 2 この更正、決定又は納額告知の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(愛媛県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで更正、決定又は納額告知の取消しの訴えを提起することができます。
- ア 審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 備考1 「納付の場所」欄の「指定金融機関」欄、「指定代理金融機関」欄、「収納代理金融機関」欄及び「県が収納の事務を委託した者」欄は、それぞれ該当する金融機関、取り扱う店舗及び県が収納 の事務を委託した者を記載すること。
 - 2 不要の文字は、抹消すること。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
第10号樣式(第1条関係)	第10号樣式(第1条関係)				
1 • 2 省略	1 • 2 省略				
3 (通知書兼不足税額等納額告知書)県たばこ税に係る分	3 (通知書兼不足税額等納額告知書)県たばこ税に係る分				
省略	省略				
细·研·博士 数 是 / 李·连 又 大	課 税 標 準 数 量 旧 3 級品紙巻たばこ 本 本				
課税標準数量(売渡し又は消費等の合	(売渡し又は消 以外の紙巻たばこ等				
計本数)	費等の合計本数)旧3級品紙巻たばこ				
	<u>旧3級品紙巻たばこ</u> 1,000 + にっき 田				
<u>税 率</u> <u>1,000本につき 円</u>	<u>税</u> 率 以外の紙巻たばこ等 1,000本につき 円				
<u> </u>	旧3級品紙巻たばこ 1,000本につき 円				
省略	省略				
備考 省略	備考 省略				
4~7 省略	4~7 省略				

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年8月3日から施行する。ただし、第10号様式3の改正規定及び附則第3項の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に交付している改正前の愛媛県県税賦課徴収条例施行規則第10号様式1の規定による通知書兼不足税額等納額告知書は、改正後の愛媛県県税賦課徴収条例施行規則(以下「新規則」という。)第10号様式1の規定による通知書兼不足税額等納額告知書とみなす。
- 3 新規則第10号様式3の規定は、平成31年4月1日以後に課すべき県たばこ税について更正し、又は決定した場合の通知書兼不足税額等納額告知書について適用し、同日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税について更正し、又は決定した場合の通知書兼不足税額等納額告知書については、なお従前の例による。

○愛媛県告示第978号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成27年7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

名称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする 医療の種類	指定年月日
平野ごう薬局	今治市郷新屋敷町3丁目1-42	株式会社平野	薬局(育成医療・ 更生医療)	平成27年 7月1日
チェリー薬局 本郷店	新居浜市本郷 3 丁目 5 番34号	有限会社 チェリー薬局	薬局(育成医療・ 更生医療)	平成27年 7月1日
フロンティア薬局 本郷店	新居浜市本郷 3 丁目 5 - 31	株式会社フロンティア	薬局(育成医療・ 更生医療)	平成27年 7月1日

○愛媛県告示第979号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、 次のように保安林を指定する。

平成27年7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林の所在場所

西条市丸野字クルス5131、5158、5159の1、5243、5245から52 47まで、字新道ノ上5154、字クルス川5156、5157、字小ヒラ5250、 5251、5253から5256まで

- 2 指定の目的土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字クルス5131・5159の1・5243・5246・5247・字新道ノ上 5154・字小ヒラ5253から5255まで(以上9筆について次の図 に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第980号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、 次のように保安林を指定する。

平成27年7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林の所在場所

西条市下島山字湯船甲2616の1から甲2616の3まで、甲2618、 甲2619、字湯船谷乙58の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字湯船甲2616の1から甲2616の3まで・甲2618・甲2619・ 字湯船谷乙58の3(以上6筆について次の図に示す部分に限 る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以 上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係 書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第981号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号)第108条第2項に規定する要件に適合する と認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

X	域	区	分
久良区域(久 組合の地区)	、良漁業協同	主としてまき網を使用し	て営む漁業

○愛媛県告示第982号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成27年7月31日

土石	少災害警	戒区域
名 称	指定の 区域	土砂発生の 野生な現 自然 の種類
黒岩谷 川 202 - 1004 - 2	今孫作(図お 治兵 次のり 市衛 のと)	土石流
元瀬川 202 - 1005 - 1	今孫作(図お 治兵 次のり	土石流
登畑谷 川 202 - 1019	今登(図お 治畑次のり)	土石流
砂場北 谷川 202 - 1049	今砂2(図お 治場丁次のり	土石流
小部 ⁽¹⁾ 343 - 1177	今波小(図お 治方部次のり 市町 のと)	土石流
馬刀潟 343 - 1178	今波馬(図おお方刀次のり	土石流
岡(1) 343 - 1179	今波岡(図おおからのと)	土石流
小部(2) 343 - 1181	今波小(図お治方部次のり	土石流
岡(2) 343 - 1185 - 2	今波岡(図お 治方 次のり	土石流
馬刀北 川 343 - 1186	今波馬(図お 市町潟のと)	土石流
森上 343 - 1187	今波森(図お 治方上次のり	土石流
西浦 ⁽²⁾ 343 - 1189	今波西(図お 治方浦次のり	土石流

		70027千7	7,35.1					为2024日
芳谷川 343 - 1192 - 1	今波波(図お 治方方次のり)	土石流			片上川 343 - 1232 - 1	今波樋(図おり	土石流	
波方 ⁽²⁾ 343 - 1195	今波波(図お 市町 のと)	土石流			多々良 川 343 - 1235 - 2	今波樋(図おり)	土石流	
波方 ⁽³⁾ 343 - 1198	今波波(図おお方方のと)	土石流			中西谷 川 345 - 1256	今菊種(図お 治町 のと)	土石流	
鄉(1) 343 - 1201	今波郷(図お のと)	土石流			講内川 345 - 1260	今菊松(図お 治間尾次のり)	土石流	
大浦 343 - 1205	今波大(図お) 市町 のと)	土石流			菊出川 345 - 1266	今菊川(図お 治町 のと)	土石流	
樋口 ⁽¹⁾ 343 - 1208	今波樋(図お治方口次のり	土石流			泊北谷 川 346 - 1278 - 2	今吉泊(図おり)	土石流	
養老(1) 343 - 1211	今波養(図お治方老次のり)	土石流			北谷川 346 - 1290 - 4	今吉福(図お 治海田次のり のと)	土石流	
養老(2) 343 - 1212	今波養(図おおりでは、	土石流			奥ノ谷 川 346 - 1299	今吉本(図お 治海圧次のり)	土石流	
養老川 343 - 1223	今波養(図おおりでは、	土石流			上川谷 川 346 - 1301	今吉本(図お)	土石流	
養老(11) 343 - 1224	今波養(図お治方老次のり)	土石流			コクボ 川 346 - 1304 - 1	今吉椋(図お 治海名次のり	土石流	
荒屋敷 川 343 - 1225 - 1	今波樋(図おおりのと)	土石流			コクボ 川 346 - 1304 - 2	今吉椋(図お 治海名次のり のと)	土石流	
荒屋敷 川 343 - 1225 - 2	今波樋(図お治方口次のり	土石流			西ノ谷 川 346 - 1315	今吉名(図お 治海駒のと)	土石流	
樋口(3) 343 - 1228	今波樋(図お治方口次のり	土石流			東中川 347 - 1333	今宮余(図おり つまり から かっぱ の と り かんり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かんり かんり か	土石流	
片上西 川 343 - 1231 - 3	今波樋(図お治方口次のり)	土石流			尾形川 347 - 1338	今宮宮(図お) お野 のと)	土石流	

	<u> </u>	成27年7
久米川 347 - 1353	今宮友(図お)	土石流
立石川 347 - 1360 - 2	今宮友(図お)	土石流
北奥川 354 - 1497	今大町 (図お) 市島海のと)	土石流
明治西 川 354 - 1509	今大町(図おお三宮次のり)	土石流
安神川 354 - 1510	今大町 (図お) 市島浦のと)	土石流
捨入通 川 354 - 1512	今大町 (図お) 市島浦のと)	土石流
台添川 東川 354 - 1515	今大町(図お 市島 のと)	土石流
野々江 上林川 354 - 1529	今大町江(図お 治三野 次のり)	土石流
口総奥 川 354 - 1535	今大町(図お)市島総のと)	土石流
西浦戸 川 354 - 1541 - 2	今大町(図おお三浦次のと)	土石流
東白潟 川 355 - 1552	今関村(図お 治前 次のり)	土石流
郷内川 355 - 1553	今関村 (図お)	土石流
向川 355 - 1556 - 1	今関村 (図お)	土石流
向川 355 - 1556 - 2	今関村(図お)	土石流

南向川 355 - 1557	今関村(図お 治前 次のり	土石流
東城ノ 谷川 355 - 1560	今関村 (図おり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、 今治土木事務所及び今治市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第983号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成27年7月31日

土柱	土砂災害警戒区域			土砂ジ	災害特別警戒	艾区 域
名 称	指定の 区域	土 の と	名 称	指定の 区域	土砂災生 の の と は 現 の 種類	建築物に作用 すると想定さ れる衝撃に関 する事項
砂場 202 - I - 21 1(1)	今砂2(図お 治場丁次のり 市町目のと)	急傾斜地 の崩壊	砂場 202 - I - 21 1 ⁽¹⁾	今砂2(図お 治場丁次のり	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り
近見 D 202 - I - 22 2 ⁽¹⁾	今近3 (図お 治見丁次のり	急傾斜地 の崩壊	近見 D 202 - I - 22 2 ⁽¹⁾	今近3 (図お 治見丁次のり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り
石井 A 202 - I - 22 3(1)	今石5(図お 治井丁次のり	急傾斜地 の崩壊	石井 A 202 - I - 22 3 ⁽¹⁾	今石5(図お 治井丁次のり	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお リ
桜井 202 - I - 25 52 ⁽¹⁾	今桜(図お	急傾斜地 の崩壊	桜井 202 - I - 25 52 ⁽¹⁾	今桜(図おり	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り
<u>=</u> 202 - I - 26 60(1)	今旦(図の 治 次のり)	急傾斜地 の崩壊	<u>B</u> 202 - I - 26 60(1)	今旦(図の 治 次のり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り
宮崎 A 343 - I - 33 6(1)	今波宮(図お治方崎次のり)	急傾斜地 の崩壊	宮崎 A 343 - I - 33 6(1)	今波宮(図お治方崎次のり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
港北B 343 - I - 34 4(1)	今波波(図おお方方のと)	急傾斜地 の崩壊	港北B 343 - I - 34 4(1)	今波波(図おお方方のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお リ
岩谷 D 345 - I - 38 5(1)	今菊種 (図の のと)	急傾斜地 の崩壊	岩谷 D 345 - I - 38 5(1)	今菊種 (図の のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り

池原 345 - I - 40 4(1)	今菊池(図お 治間原次のり	急傾斜地 の崩壊	池原 345 - I - 40 4(1)	今菊池(図お 治間原次のり	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお リ
歌仙 345 - I - 40 5(1)	今菊松(図お 治間尾次のり)	急傾斜地 の崩壊	歌仙 345 - I - 40 5(1)	今菊松(図お)市町 のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り
吉田 345 - I - 41 7 ⁽¹⁾	今菊西(図お 治町 のと)	急傾斜地 の崩壊	吉田 345 - I - 41 7 ⁽¹⁾	今菊西(図お 市町 のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り
仁江 346 - I - 42 0 (1)	今吉仁(図お 治町 のと)	急傾斜地 の崩壊	仁江 346 - I - 42 0(1)	今吉仁(図お 治町 のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り
南浦 346 - I - 42 1(1)	今吉南(図お)市町のと)	急傾斜地 の崩壊	南浦 346 - I - 42 1 ⁽¹⁾	今吉南(図お治海浦のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
下田水 346 - I - 42 2(1)	今吉臥(図お 治海間のと)	急傾斜地 の崩壊	下田水 346 - I - 42 2 ⁽¹⁾	今吉臥(図お 治海間のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
椋名 A 346 - I - 42 4(1)	今吉椋(図お 治海名次のり	急傾斜地 の崩壊	椋名 A 346 - I - 42 4(1)	今吉椋(図お 治海名次のり	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
津島 346 - I - 42 6(1)	今吉津 (図お 治海島次のり	急傾斜地 の崩壊	津島 346 - I - 42 6(1)	今吉津 (図お 治海島次のり	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
津倉 346 - I - 42 7 ⁽¹⁾	今吉本(図お)))	急傾斜地 の崩壊	津倉 346 - I - 42 7 ⁽¹⁾	今吉本(図お)))	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り
本庄 A 346 - I - 42 8 ⁽¹⁾	今吉本(図お)))	急傾斜地 の崩壊	本庄 A 346 - I - 42 8(1)	今吉本(図お))))	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
本庄 B 346 - I - 42 9(1)	今吉本 (図お)	急傾斜地 の崩壊	本庄 B 346 - I - 42 9(1)	今吉本(図お)))	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
泊C 346 - I - 43 3 ⁽¹⁾	今吉泊(図お 治町 のと)	急傾斜地 の崩壊	泊C 346 - I - 43 3 ⁽¹⁾	今吉泊 (図お) お町 のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
田浦 B 346 - I - 43 5(1)	今吉田(図お)	急傾斜地 の崩壊	田浦 B 346 - I - 43 5(1)	今吉田 (図お)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り
田浦 C 346 - I - 43 6 ⁽¹⁾	今吉田 (図お 治海浦のと)	急傾斜地 の崩壊	田浦 C 346 - I - 43 6(1)	今吉田(図お)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り

	-				772UJ4 -)
志津見 346 - I - 21 (2)	今吉仁(図おり)	急傾斜地 の崩壊	志津見 346 - I - 21 (2)	今吉仁(図お) (図おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
名駒 346 - I - 23	今吉名(図お 治海駒次のり	急傾斜地 の崩壊	名駒 346 - I - 23 (2)	今吉名(図お 治海駒次のり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
伊倉 354 - I - 57 1 ⁽¹⁾	今大町江(図お 治三野 次のり 市島々 のと)	急傾斜地 の崩壊	伊倉 354 - I - 57 1(1)	今大町江(図お 治三野 次のり 市島々 のと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り
黒岩谷 川 202 - 1004 - 1	今孫作(図お	土石流	黒岩谷 川 202 - 1004 - 1	今孫作(図お	土石流	次の図のとおり
黒岩谷 川 202 - 1004 - 3	今孫作(図お 治兵 次のり	土石流	黒岩谷 川 202 - 1004 - 3	今孫作(図お 治兵 次のり	土石流	次の図のとおり
黒岩谷 川 202 - 1004 - 4	今孫作(図お 治兵 次のり	土石流	黒岩谷 川 202 - 1004 - 4	今孫作(図お 治兵 次のり	土石流	次の図のとお り
元瀬川 202 - 1005 - 2	今孫作(図お 治兵 次のり	土石流	元瀬川 202 - 1005 - 2	今孫作(図お 治兵 次のり	土石流	次の図のとおり
上の谷 川 202 - 1007	今長(図お	土石流	上の谷 川 202 - 1007	今長(図お	土石流	次の図のとお り
湯ノ谷 川 202 - 1009	今長(図お)	土石流	湯ノ谷 川 202 - 1009	今長(図お)	土石流	次の図のとお り
岡ノ谷 川 202 - 1010 - 1	今長(図おり)	土石流	岡ノ谷 川 202 - 1010 - 1	今長(図おり)	土石流	次の図のとお り
岡ノ谷 川 202 - 1010 - 2	今長(図のと)	土石流	岡ノ谷 川 202 - 1010 - 2	今長(次のと)	土石流	次の図のとおり
二ノ谷 川 202 - 1014	今桜(図お 治井のと)	土石流	二ノ谷 川 202 - 1014	今桜(図お のと)	土石流	次の図のとおり
旦蓮谷 川 202 - 1016	今旦 (図のと)	土石流	旦蓮谷 川 202 - 1016	今旦(図のと 図のり)	土石流	次の図のとおり
八ケ谷 川 202 - 1018	今旦(次のと 図のり)	土石流	八ケ谷 川 202 - 1018	今旦(図のと) (図の)	土石流	次の図のとおり
円久寺 谷川 202 - 1020	今宮(図おり)	土石流	円久寺 谷川 202 - 1020	今宮(図おり) おり	土石流	次の図のとおり

		700.27十7	/ JO . H									772UJ-1	<u> </u>
上城川 202 - 1021 - 1	今宮ケ次のり (図お)	土石流	上城川 202 - 1021 - 1	今宮ケ次のり (図お)	土石流	次の図のとお リ	岡(2) 343 - 1185 - 1	今波岡(図の のと)	土石流	岡(2) 343 - 1185 - 1	今波岡(図のと)	土石流	次の図のとおり
	今宮ケ次のと)			今宮ケ次のと)		次の図のとお リ	西浦 ⁽¹⁾ 343 - 1188	今波西(図お)		西浦 ⁽¹⁾ 343 - 1188	今治市町 (図のと	土石流	次の図のとおり
-	図のと おり)			今宮(図お 公市崎のと)		次の図のとおり	西浦 ⁽³⁾ 343 - 1190	おうっぱいののののでは、おり、一分では、一分では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ		西浦 ⁽³⁾ 343 - 1190	おり)	土石流	次の図のとおり
河原川 202 - 1037	今石 5 (図お 1 (図お	土石流	河原川 202 - 1037	今石5(図お 15のと)	土石流	次の図のとお り	芳谷川 343 - 1192 -	図お 今波波(図おり 治方方次のり 治方方次のり		芳谷川 343 - 1192 -	あり)	土石流	次の図のとおり
文箱下 川 202 - 1039	今石5 (図お 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11	土石流	文箱下 川 202 - 1039	今石5 (図お 治井丁次のり	土石流	次の図のとおり	芳谷川 343 - 1192 -			方谷川 343 - 1192 -	(נים	土石流	次の図のとおり
坊主谷 川 202 - 1040	今近4(図のと			今近4 (図お 治町目のと)	土石流	次の図のとお リ	3	(次の 図のと おり)		奥川 343 -	(次の 図のと おり)	土石流	次の図のとお
清水川 202 - 1041	おり 治見丁次のり 市町目のと)	土石流		6 今近4(図おり) 治見丁次のり		次の図のとおり	奥川 343 - 1193	今波波(図おのと)		1193	今波波(図おのと)		0
清水川 上川 202 - 1042				お 今近4(図4)		次の図のとおり	波方 ⁽¹⁾ 343 - 1194	今波波(図お治方方次のり	土石流	波方 ⁽¹⁾ 343 - 1194	今波波(図おお方方次のり)	土石流	次の図のとお り
八幡谷 川 202 - 1048				図お 今大2(図の) 市町目のと		次の図のとおり	小池谷 川 343 - 1197	今波波(図お) 市町 のと)	土石流	小池谷 川 343 - 1197	今波波(図おお丁のと)	土石流	次の図のとお り
宮崎川 343 - 1174	今波 今波 市町			今波 市町	土石流	次の図のとお り		今波波(図のと	土石流	波方 ⁽⁴⁾ 343 - 1199	今波方 次のと	土石流	次の図のとおり
高浜川 343 - 1175	(図お 今波宮のと) 市町	土石流	高浜川 343 - 1175	「(図お 今波宮 のと) 市町	土石流	次の図のとおり	波方 ⁽⁵⁾ 343 - 1200	お 今波波(図お) 市町 のと)	土石流	波方 ⁽⁵⁾ 343 - 1200	お 今波波(図4	土石流	次の図のとおり
宮崎 343 - 1176	(図お 今波宮のと) 市町		宮崎 343 - 1176	(宮(図お 今波宮が崎次のり 治方崎でのと) 市町	土石流	次の図のとお ワ	波方 ⁽⁶⁾ 343 - 1202	お 今波波(図おり) 市町 のと)		波方 ⁽⁶⁾ 343 - 1202	おうかっている。	土石流	次の図のとおり
小部南 川 343 -	図のとおり)		小部南川	今波宮(図お 今波小(図お治方崎次のり 治方部次のり 市町 のと)		次の図のとおり	郷(2) 343 - 1206	今治市 波方町 郷	土石流	郷(2) 343 - 1206	今治市波方町郷	土石流	次の図のとおり
343 - 1180 沢川 343 -	(図お 今波小) お町 (別川 343 -	(נים		次の図のとおり	東昭寺	(図お 今波 次のり 治方式 今波		東昭寺	(で (図お (図お (図お (対 () () () () () () () () () () () () ()	土石流	次の図のとおり
1182	(次の図のとおり)		1182	今波小(図お)会前町のと)	土石流	次の図のとお		今波養(図お 今) 治市町 のと) 市		343 - 1209 養老(3)	今波養(図お 今) 治市町 のと) 市町	土石流	次の図のとお
天王川 343 - 1183	今波小(図お 治方部次のり のと)	土石流	大主川 343 - 1183	今波小(図おお前町のと)	ᅩᄀᆈᄽᆙ	I)	養老(3) 343 - 1213	今波養(図おお丁を次のり)		養老(3) 343 - 1213	今波養(図おお町のと)		ij ace

養老(4) 343 - 1214	今波養(図おり)	土石流	養老(4) 343 - 1214	今波養(図おおのと)	土石流	次の図のとおり	片上西 川 343 - 1231 - 2	今波樋(図お)	土石流	片上西 川 343 - 1231 - 2	今波樋(図お)	土石流	次の図のとおり
養老(5) 343 - 1215	今波養(図おおり)	土石流	養老(5) 343 - 1215	今波養(図お おのと)	土石流	次の図のとおり	片上西 川 343 - 1231 - 4	今波樋(図お 市町 のと)	土石流	片上西 川 343 - 1231 - 4	今波樋(図お 市町 のと)	土石流	次の図のとお り
養老(6) 343 - 1216	今波養(図お治方老次のり)	土石流	養老(6) 343 - 1216	今波養(図お治方老次のり)	土石流	次の図のとお り	片上川 343 - 1232 - 2	今波樋(図お治町のと)	土石流	片上川 343 - 1232 - 2	今波樋(図お治方口次のり	土石流	次の図のとお り
養老(7) 343 - 1217	今波養(図おお方を次のり)	土石流	養老(7) 343 - 1217	今波養(図お治方老次のり)	土石流	次の図のとおり	片上川 343 - 1232 - 3	今波樋(図お治方口次のり	土石流	片上川 343 - 1232 - 3	今波樋(図お治方口次のり	土石流	次の図のとおり
養老(8) 343 - 1218	今波養(図おりのと)	土石流	養老(8) 343 - 1218	今波養(図おお町のと)	土石流	次の図のとおり	多々良 上川 343 - 1234	今波樋(図お 市町 のと)	土石流	多々良 上川 343 - 1234	今波樋(図お 市町 のと)	土石流	次の図のとおり
養老北 川 343 - 1219	今波養(図おうなど)	土石流	養老北 川 343 - 1219	今波養 (図お	土石流	次の図のとお リ	多々良 川 343 - 1235 - 1	今波樋(図お	土石流	多々良 川 343 - 1235 - 1	今波樋(図お 市町 のと)	土石流	次の図のとおり
養老(9) 343 - 1220 - 1	今波養 (図お)	土石流		1	土石流	次の図のとお り	小倉川 345 - 1253	今菊佐(図お)	土石流	小倉川 345 - 1253	今菊佐(図お)	土石流	次の図のとおり
			_	今波養(図お)		次の図のとお り	美ノ谷 川 345 - 1255	今菊種 (図お))))))	土石流	美ノ谷 川 345 - 1255	今菊種 (図お 治間 次のり)		次の図のとおり
		土石流				次の図のとお り		ļ	土石流	西中西 谷川 345 - 1257	今菊種 (図お のと)	土石流	次の図のとおり
塚の谷 川 343 - 1222 - 1	今波養(図お 治方老次のり)	土石流	塚の谷 川 343 - 1222 - 1	今波養 (図お	土石流	次の図のとお り	半田川 345 - 1259	今菊松(図お	土石流	半田川 345 - 1259	今菊松(図お	土石流	次の図のとおり
塚の谷 川 343 - 1222 - 2	今波養(図お 治方老次のり)	土石流	塚の谷 川 343 - 1222 - 2	今波養(図お 治方老次のり)	土石流	次の図のとおり	歌仙滝 川 345 - 1261	今菊松(図お のと)	土石流	歌仙滝 川 345 - 1261	今菊松(図お のと)	土石流	次の図のとおり
樋口 ⁽²⁾ 343 - 1226	今波樋(図お 治方口次のり)	土石流	樋口 ⁽²⁾ 343 - 1226	今波樋(図お のと)	土石流	次の図のとおり	大畑川 345 - 1262	今朝河(図お)	土石流	大畑川 345 - 1262	今朝河(図お) お間内のと)	土石流	次の図のとお !)
沢川 343 - 1227	今波樋(図お 治方口次のり)	土石流	沢川 343 - 1227	今波樋(図お 治方口次のり	土石流	次の図のとおり	大畑川 下川 345 - 1263	今朝河(図お) お町内のと)	土石流	大畑川 下川 345 - 1263	今朝河(図お	土石流	次の図のとおり
片上西 川 343 - 1231 - 1	今波樋(図お 治方口次のり)	土石流	片上西 川 343 - 1231 - 1	今波樋(図お のと)	土石流	次の図のとおり	大上川 345 - 1265	今菊川(図のと)	土石流	大上川 345 - 1265	今菊中(図) 治町のと)	土石流	次の図のとおり

後山川 345 - 1267	今菊川(図お治町 のと)	土石流	後山川 345 - 1267	今菊川(図お治間上次のり)	土石流	次の図のとおり	北谷川 346 - 1290 - 1	今吉福(図お治海田次のり	土石流	北谷川 346 - 1290 - 1	今吉福(図お治海田次のり)	土石流	次の図のとお リ
奥谷川 345 - 1268	今菊西(図おりのと)	土石流	奥谷川 345 - 1268	今菊西(図お のと)	土石流	次の図のとおり	北谷川 346 - 1290 - 2	今吉福(図お) 市町 のと)	土石流	北谷川 346 - 1290 - 2	今吉福(図お) お町 のと)	土石流	次の図のとお り
神楽田 川 345 - 1270	今菊西(図おりのと)	土石流	神楽田 川 345 - 1270	今菊西(図お 一 のと)	土石流	次の図のとおり	北谷川 346 - 1290 - 3	今吉福 (図お)	土石流	北谷川 346 - 1290 - 3	今吉福 (図お)	土石流	次の図のとお リ
谷川 346 - 1274	今吉田(図お) 市町 のと)	土石流	谷川 346 - 1274	今吉田(図お 治海浦のと)	土石流	次の図のとおり	北谷川 346 - 1290 - 5	今吉福 (図お)	土石流	北谷川 346 - 1290 - 5	今吉福(図お) 市町 のと)	土石流	次の図のとお り
泊北谷 川 346 - 1278 - 1	今吉泊 (図お) のと)	土石流	泊北谷 川 346 - 1278 - 1	今吉泊 (図のり)	土石流	次の図のとお リ	北谷川 346 - 1290 - 6	今吉福(図お 治海田次のり)	土石流	北谷川 346 - 1290 - 6	今吉福(図お) 市町 のと)	土石流	次の図のとお !)
泊北谷 川 346 - 1278 - 3	今吉泊 (図おり)	土石流	泊北谷 川 346 - 1278 - 3	今吉泊 (図おり)	土石流	次の図のとお リ	八幡南 川 346 - 1293	今吉八(図お治海幡次のり)	土石流	八幡南 川 346 - 1293	今吉八(図お治海幡次のり)	土石流	次の図のとおり
西川 346 - 1281	今吉泊 (図お のと)	土石流		今吉泊 (図お) のと)		次の図のとお リ	永地川 346 - 1295	今吉名 (図お 治町 のと)	土石流	永地川 346 - 1295	今吉名 (図お 治海 次のり)	土石流	次の図のとおり
狭口谷 川 346 - 1282 - 1	今吉泊(図お のと)	土石流			土石流	次の図のとおり	田居川 346 - 1297	今吉名 (図お)	土石流	田居川 346 - 1297	今吉名 (図お)	土石流	次の図のとお !)
狭口谷 川 346 - 1282 - 2	今吉泊 (図お)	土石流	+		土石流	次の図のとお り	友毛川 346 - 1300	今吉本(図お)	土石流	友毛川 346 - 1300	今吉本(図お)	土石流	次の図のとお り
大久保 川 346 - 1283 - 1	今吉泊 (図お)	土石流	大久保 川 346 - 1283 - 1	今吉泊 (図お)	土石流	次の図のとお り	南川 346 - 1305	今吉椋(図お 治町 のと)	土石流	南川 346 - 1305	今吉椋(図お 治野名次のり)	土石流	次の図のとお り
大久保 川 346 - 1283 - 2	今吉泊 (図の)	土石流	大久保 川 346 - 1283 - 2	今吉泊 (図の)	土石流	次の図のとおり	中田川 346 - 1306	今吉名 (図お) のと)	土石流	中田川 346 - 1306	今吉名 (図おり)	土石流	次の図のとお !)
北相田 川 346 - 1284	今吉泊 (図お)	土石流	北相田 川 346 - 1284	今吉泊 (図お)	土石流	次の図のとお り	宇津呂 谷川 346 - 1307	今吉名 (図おり)	土石流	宇津呂 谷川 346 - 1307	今吉名 (図お)	土石流	次の図のとお !)
北上川 346 - 1288 - 1	今吉福 (図お)	土石流	北上川 346 - 1288 - 1	今吉福(図お)	土石流	次の図のとおり	林谷川 346 - 1308	今吉名 (図おり)	土石流	林谷川 346 - 1308	今吉名 (図お)	土石流	次の図のとお !)
北上川 346 - 1288 - 2	今吉福(図お のと)	土石流	北上川 346 - 1288 - 2	今吉福(図お)	土石流	次の図のとおり	土取川 346 - 1310	今吉名(図お) つきのと)	土石流	土取川 346 - 1310	今吉名(図お)	土石流	次の図のとお !)

水場上 川 346 - 1311 - 1	今吉名 (図おり)	土石流	水場上 川 346 - 1311 - 1	今吉名 (図お)	土石流	次の図のとおり		立石川 東川 347 - 1328	今宮早(図お)	土石流	立石川 東川 347 - 1328	今宮早(図お	土石流	次の図のとおり
水場上 川 346 - 1311 - 2	今吉名(図お 治町 のと)	土石流	水場上 川 346 - 1311 - 2	今吉名(図お 治海 次のり	土石流	次の図のとおり		西ノ川 上川 347 - 1329	今宮余(図お)	土石流	西ノ川 上川 347 - 1329	今宮余(図お)	土石流	次の図のとお り
正味川 346 - 1312	今吉正 (図お)	土石流	正味川 346 - 1312	今吉正(図お治海味次のり)	土石流	次の図のとお り		峠川 347 - 1332 - 1	今宮余(図おお町国のと)	土石流	峠川 347 - 1332 - 1	今宮余(図お)	土石流	次の図のとお り
正味西 川 346 - 1313	今吉正(図お)	土石流	正味西 川 346 - 1313	今吉正(図お治海味次のり)	土石流	次の図のとお り		峠川 347 - 1332 - 2	今宮余(図お)市町国のと)	土石流	峠川 347 - 1332 - 2	今宮余(図お治理国のと)	土石流	次の図のとお り
西名駒 川 346 - 1314	今吉名(図お 治海駒のと)	土石流	西名駒 川 346 - 1314	今吉名(図お) お町のと)	土石流	次の図のとおり		峠川 347 - 1332 - 3	今宮余(図お治窪所次のり)	土石流	峠川 347 - 1332 - 3	今宮余(図お) 市町国のと)	土石流	次の図のとお り
名駒川 346 - 1316	今吉名(図おおりのと)	土石流	名駒川 346 - 1316	今吉名(図お)	土石流	次の図のとおり		東下川 347 - 1334	今宮余(図お治窪所次のり)	土石流	東下川 347 - 1334	今宮余(図お治窪所次のり)	土石流	次の図のとお リ
名駒西 川 346 - 1317	今吉名(図おりのと)	土石流	名駒西 川 346 - 1317	今吉名(図お)	土石流	次の図のとお り		カレイ 北川 347 - 1335	今宮宮(図お) 市町 のと)	土石流	カレイ 北川 347 - 1335	今宮宮(図お治窪窪次のり)	土石流	次の図のとお リ
	今吉南(図お)			今吉南(図おお町のと)		次の図のとお り		瀬戸川 347 - 1339	今宮宮(図お 治窪窪次のり)	土石流	瀬戸川 347 - 1339	今宮宮(図お 治窪窪次のり)	土石流	次の図のとお リ
		土石流	+			次の図のとお り				土石流	イモホ リ川 347 - 1340	今宮宮(図お 治窪窪(図おり)	土石流	次の図のとお リ
志津見 川 346 - 1324	今吉仁(図お) お野工次のり)	土石流	志津見 川 346 - 1324	今吉仁(図お 治郷江次のり)	土石流	次の図のとお り		横手川 347 - 1341	今宮宮(図お 治窪窪のと)	土石流	横手川 347 - 1341	今宮宮(図お 治窪窪次のり)	土石流	次の図のとお リ
志津見 東川 346 - 1325 - 1	今吉仁(図お)	土石流	志津見 東川 346 - 1325 - 1	今吉仁(図お)	土石流	次の図のとおり		奥南川 347 - 1346	今宮宮(図お 治窪窪次のり)	土石流	奥南川 347 - 1346	今宮宮(図お 治窪窪次のり)	土石流	次の図のとお リ
志津見 東川 346 - 1325 - 2	今吉仁(図お)	土石流	志津見 東川 346 - 1325 - 2	今吉仁(図お)	土石流	次の図のとお り		数原上 川 347 - 1347 - 1	今宮宮(図お 治窪窪次のり)	土石流	数原上 川 347 - 1347 - 1	今宮宮(図お 治窪窪のと)	土石流	次の図のとお リ
志津見 東川 346 - 1325 - 3	今吉仁(図お) (図お	土石流	志津見 東川 346 - 1325 - 3	今吉仁(図お) (図お	土石流	次の図のとお り		数原上 川 347 - 1347 - 2	今宮宮(図おう つと)	土石流	数原上 川 347 - 1347 - 2	今宮宮(図お 治理室のと)	土石流	次の図のとお リ
立石川 西川 347 - 1326	今宮甲(図の 治理 (図の のと)	土石流	立石川 西川 347 - 1326	今宮早(図お)	土石流	次の図のとお り	-	数原下 川 347 - 1348	今宮宮(図お 治窪窪次のり)	土石流	数原下 川 347 - 1348	今宮宮(図お 治窪窪次のり)	土石流	次の図のとお り

_		''	' 成27年 7	月31日			一 发	友	<u></u>	ŦX
	亀坂川 347 - 1349	今宮宮(図の 治室室のと)	土石流	亀坂川 347 - 1349	今宮宮(図の 治室室のと)	土石流	次の図のとお リ		台添J 354 1514	今大町(図おり
	戸代中 川 347 - 1351	今宮宮(図お)	土石流	戸代中 川 347 - 1351	今宮宮(図お)	土石流	次の図のとお り		東瀧L 川 354 1517	大三!
	上ノ地 下下川 347 - 1357	今宮友(図お 治窪浦次のり)	土石流	上ノ地 下下川 347 - 1357	今宮友(図お 治窪浦次のり)	土石流	次の図のとお り		西山E 川 354 1520	大三! 大町(図の おり
	小野谷 川 347 - 1358	今宮友(図お)	土石流	小野谷 川 347 - 1358	今宮友(図お 治理浦次のり)	土石流	次の図のとお り		西ト ガウラ 谷川 354・ 1521	町台 (図の おり
	下浜川 347 - 1359	今宮友(図お)	土石流	下浜川 347 - 1359	今宮友(図お)	土石流	次の図のとお り		笠松」 川 354 1522	大三!
	立石川 347 - 1360 - 1	今宮友(図お 治理がのと)	土石流	立石川 347 - 1360 - 1	今宮友(図お 治窪浦次のり)	土石流	次の図のとおり		笠松雨川 354 1524	大三!
	立石南 川 347 - 1361	今宮友(図お治窪浦次のり	土石流	立石南 川 347 - 1361	今宮友(図お治窪浦次のり)	土石流	次の図のとお り		笠松 ⁷ 川 354 1525	大三! 大三! 町野 江 (図の
	友浦南 川 347 - 1362	今宮友(図お 一 のと)	土石流	友浦南 川 347 - 1362	今宮友(図お 治窪浦のと)	土石流	次の図のとお り		伊倉J 354 1526	- 大三! 町野* 江 (次(
	長間川 354 - 1498	今大町(図おお鳥海のと)	土石流	長間川 354 - 1498	今大町(図おお鳥海のと)	土石流	次の図のとお り		野々汽大川南川 354	有 大三! 町野 [,] - 江
	寺山川 354 - 1499	今大町 (図お) 市島海のと)	土石流	寺山川 354 - 1499	今大町(図おお島海のと)	土石流	次の図のとお リ		1527 野々) 奥林J 354	川大三!
	古江川 354 - 1500	今大町(図お)市島海のと)	土石流	古江川 354 - 1500	今大町(図おり)	土石流	次の図のとお り		1530 野々》 奥林才	江(図のはおり)
	明日谷 川 354 - 1503	今大町(図お 治三明次のり)	土石流	明日谷 川 354 - 1503	今大町(図お 治三明次のり	土石流	次の図のとお リ		354 1531 1	町野・ - 江次(図の) おり
	上条谷 川 354 - 1507	今大町(図お)	土石流	上条谷 川 354 - 1507	今大町(図お 治三宮次のり	土石流	次の図のとおり		野々》 奥林 川 354 1531 2	町野 [*] - 江 次(図の) おり
	塔円防 川 354 - 1511	今大町(図お 治三宮次のり)	土石流	塔円防 川 354 - 1511	今大町(図お 治三宮次のり)	土石流	次の図のとお り		野々 下川 354 1532	今大町江(図おり)
_	•	-								

יוד אי	<u>* </u>				弗Z0945	<u> </u>
354 - プ 1514 田 []	今大丁(図のと) 市島 のと)	土石流	台添川 354 - 1514	今大町(図お 治三台次のり)	土石流	次の図のとおり
354 - 田 1517 (区	今大丁(図の) 市島のと)	土石流	東瀧山 川 354 - 1517	今大町(図お 治三台次のり 市島 のと)	土石流	次の図のとおり
川 354 - 田 1520 (今大丁(図り 治三台次のり 市島 のと)	土石流	西山田 川 354 - 1520	今大町(図お 治三台次のり 市島 のと)	土石流	次の図のとおり
谷川 日 354 - (1521 [5	今大叮(図的 治三台次のり 市島 のと)	土石流	西トマ ガウチ 谷川 354 - 1521	今大町(図お 治三台次のり 市島 のと)	土石流	次の図のとおり
354 - H	今大町工(図は 治三野 次のり 市島々 のと)	土石流	笠松上 川 354 - 1522	今大町江(図お 治三野 次のり 市島々 のと)	土石流	次の図のとおり
354 - 田 1524 江 [2	今大町工(図り 治三野 次のり)	土石流	笠松南 川 354 - 1524	今大町江(図お 治三野 次のり	土石流	次の図のとおり
354 - 田 1525 デ	今大町工(図り 治三野 次のり)	土石流	笠松下 川 354 - 1525	今大町江(図お 治三野 次のり	土石流	次の図のとおり
354 - 元 1526 田 元 元	今大町工(図り 治三野 次のり)	土石流	伊倉川 354 - 1526	今大町江(図お 治三野 次のり	土石流	次の図のとおり
川 354 - 況 1527 (今大町工(図お 治三野 次のり 市島々 のと)	土石流	野々江 大川南 川 354 - 1527	今大町江(図お治三野 次のり	土石流	次の図のとおり
製林川 7 354 - 開 1530 第	今大町工(図6) 市島々 のと)	土石流	野々江 奥林川 354 - 1530	今大町江(図お 治三野 次のり	土石流	次の図のとおり
奥林北 ブ 川 一 354 - ジ 1531 - 〔 1 [図	今大町工(図り 治三野 次のり)	土石流	野々江 奥林北 川 354 - 1531 - 1	今大町江 (図お 治三野 次のり	土石流	次の図のとおり
興杯北 7 川 田 354 - 2 1531 - (今大町工(図6 治三野 次のり 市島々 のと)	土石流	野々江 奥林北 川 354 - 1531 - 2	今大町江(図お 治三野 次のり	土石流	次の図のとおり
354 - H 1532 X	今大町工(図おり 市島々のと)	土石流	野々江 下川 354 - 1532	今大町江 (図お 治三野 次のり	土石流	次の図のとおり

日報		''	-成2/年/	月31日			<u> </u>	•
1534 - 1536 153	JII 354 -	大三島 町口次の 図のと	土石流) 354 -	町口総 (次の図のと	土石流	次の図のとお り	
1534 - 1536 1534 - 1537 1534 - 1539 1534 - 1539 1534 - 1539 1534 - 1539 1534 - 1539 1534 - 1539 1534 - 1539 1534 - 1534	354 -	大三島 町口総	土石流	354 -	大三島 町 (図のと	土石流	次の図のとお り	
1534 - 1537	本川 354 -	町口総 (次の図のと	土石流	本川 354 -	町口総 (次の図のと	土石流	次の図のとお り	
1540	木川 354 -	大三島 町口次のと	土石流	木川 354 -	町口総 (次の)図のと	土石流	次の図のとお り	
1541 - 町浦戸 (次のと おり) 1541 - (次ののと おり) 1541 - (次ののと おり) 1541 - (次ののと おり) 1542 - (次ののと おり) 1542 - (次ののと おり) 1542 - (次ののと おり) 1543 - (次のと おり) 1544 - (次のと おり) 1545 - (次のと おり) 1546 - (次のと おり) 1546 - (次のと おり) 1547 - (次のと おり) 1547 - (次のと おり) 1548 - (次のと おり) 1548 - (次のと おり) 1548 - (次のと おり) 1548 - (次のと おり) 1549 - (次のと おり) 1548 - (次のと おり) 1549 - (次のと おり) 1540 - (次の	354 -	大二島 町(図のと	土石流	354 -	大三島 町次のと	土石流	次の図のとお り	
354 - 1542) 354 - 1541 -	町浦戸 (次の 図のと	土石流	JI 354 - 1541 -	大三島 町浦次の 図のと	土石流		
	JII 354 -	大三島 町宗のと 図のと	土石流	ЛІ 354 -	大三島 町 (図のと	土石流	次の図のとお り	
川	 354 -	大三島 町宗次の 図のと	土石流	JII 354 -	町宗方 (次のと	土石流	次の図のとお り	
III	 354 -	大三島 町 (図のと	土石流	ЛІ 354 -	大三島 町(図のと	土石流		
354 - 町宗方 (次の 図のと おり)	JII 354 -	大三島 町宗次の 図のと	土石流) 354 -	大三島 町(図のと	土石流	次の図のとお り	
354 - 町野々 1548 1548 1548 1548 1548 1548 1548 1548 1548 1549 1549 1549 1549 1549 1550 1550 1550 1550 1550 1550 1550 1550 1550 1550 1550 1550 1550 1549 1550	南川 354 -	図のと	土石流	南川 354 -	町宗方 (次の 図のと	土石流	次の図のとお り	
354 - 町野々 1549 1549 1549 1549 1549 1549 1549 1549 1549 1550)ii 354 -	町野々 江 (次の 図のと	土石流) 354 -	町野々 江 次の 図のと	土石流		
354 - 町野々 354 - 町野々 1550 江	 354 -	町野々 江 (次の 図のと	土石流	JII 354 -	町野々 江 次の 図のと	土石流	次の図のとお り	
	チ谷川 354 -	町野々 江 (次の 図のと	土石流	チ谷川 354 -	町野々 江 次のと	土石流	次の図のとお け	

寺側川 355 - 1555 - 1	今関村 (図お 治前 次のり	土石流	寺側川 355 - 1555 - 1	今関村(図お 治前 次のり	土石流	次の図のとお り
寺側川 355 - 1555 - 2	今関村(図お治前 次のり	土石流	寺側川 355 - 1555 - 2	今関村(図お治前 次のり	土石流	次の図のとお り
岡村西 川 355 - 1558	今関村(図お 治前 次のり	土石流	岡村西 川 355 - 1558	今関村(図お 治前 次のり	土石流	次の図のとお り
城ノ谷 川 355 - 1559	今関村(図お 治前 次のり	土石流	城ノ谷 川 355 - 1559	今関村(図お 治前 次のり	土石流	次の図のとお り
北大下 川 355 - 1561	今関下(図お 治前 次のり	土石流	北大下 川 355 - 1561	今関下(図お 治前 次のり	土石流	次の図のとお り
大下川 355 - 1562	今関下(図お 治前 次のり	土石流	大下川 355 - 1562	今関下(図お 治前 次のり	土石流	次の図のとお り
南大下 川 355 - 1563 - 1	今関下(図お 治前 次のり	土石流	南大下 川 355 - 1563 - 1	今関下(図お 治前 次のり	土石流	次の図のとお り
南大下 川 355 - 1563 - 2	今関下(図お 治前 次のり)	土石流	南大下 川 355 - 1563 - 2	今関下(図お)))))))	土石流	次の図のとお り

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、 今治土木事務所及び今治市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第984号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成27年7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

	土砂災害警戒区域									
名	称	指定の 区域	土の因と 一 一 一 の の の を は 現 の の の 種 の の の の の の の の の の の の の							
道所 20 105 2	7 -	大柳(図お) 大柳のと)	土石流							

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、 大洲土木事務所及び大洲市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第985号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法

律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成27年7月31日

土砂災害	警戒区域		土砂ジ	災害特別警戒	艾区 域
名 称 指定区域		名 称	指定の 区域	土砂災害 の発生な 自然現 の種類	建築物に作用 すると想定さ れる衝撃に関 する事項
大根 207 - I - 11 97(1) 野田 (図のおり	町の崩壊の	大根 207 - I - 11 97 ⁽¹⁾	大平野(図おりのと)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り
池岡 207 - I - 12 01(1) 図の おり	戒 の崩壊 の と	池岡 207 - I - 12 01(1)	大川市成のとり	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り
藤 J川 大洲 207 - I - 12 16 ⁽¹⁾ (次 図の おり	町 の崩壊 の と	藤ノ川 207 - I - 12 16 ⁽¹⁾	大菅宇 (図お)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り
長谷(A) 207 - I - 12 31(1) 図の おり	の崩壊 の と	長谷(A) 207 - I - 12 31(1)	大長(図おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り
道成3 207 - I - 27 87(1) 図の おり	の崩壊 の と	道成 3 207 - I - 27 87 ⁽¹⁾	大柳(図お	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り
明日香 上 207 - 野田 I - 10 (次 9(2) 図おり	町の崩壊の	明日香 上 207 - I - 10 9 ⁽²⁾	大平野(図おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り
明日香 下 207 - I - 11 0 ⁽²⁾ 図の おり	町の崩壊の	明日香 下 207 - I - 11 0(2)	大平野(図おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り
露内 425 - I - 14 87 ⁽¹⁾ 川崎 (次 図の おり	町の崩壊の	露内 425 - I - 14 87 ⁽¹⁾	大河川(図おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り
下大成 425 - I - 14 89 ⁽¹⁾ 山鳥 (次 図の おり	町 の崩壊 坂 の と	下大成 425 - I - 14 89 ⁽¹⁾	大河山(図おが一大河山(図おり)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとお り
芝川 207 - 1049 (次 図の おり	の と	芝川 207 - 1049	大藤(図おり)	土石流	次の図のとお り
土居川 207 - 1050 (次 図の おり	。 の と	土居川 207 - 1050	大田(図のと)	土石流	次の図のとお り
道成川 207 - 柳沢 1051 - 図の おり	ව	道成川 207 - 1051 - 1	大柳(図おり)	土石流	次の図のとお り

투 一		報				第2694号	<u> </u>
	正伝寺 川 207 - 1086	大 満田町 で で で の の と の の の の の の の の の の の の の	土石流	正伝寺 川 207 - 1086	大菅町 菅田 (図のり)	土石流	次の図のとお リ
	中板野 川 207 - 1093	大菅宇(図お) 大菅宇(のと)	土石流	中板野 川 207 - 1093	大菅宇(図お 別のと)	土石流	次の図のとお り
	上藤の 川 207 - 1097	大菅宇(図のと)	土石流	上藤の 川 207 - 1097	大菅宇(図お 別田津のと)	土石流	次の図のとおり
	上天貢 川 207 - 1108	大菅宇(図お 別のと)	土石流	上天貢 川 207 - 1108	大菅宇(図お 別田津のと)	土石流	次の図のとおり
	出来地 川 207 - 1115	大菅宇(図お 市町 のと)	土石流	出来地 川 207 - 1115	大菅宇(図お 洲田津次のり 市町	土石流	次の図のとおり
	常森川 207 - 1127	大北(図の 別のと)	土石流	常森川 207 - 1127	大北(図の 別のと)	土石流	次の図のとお り
	松尾下 川 207 - 1134	大洲市 北只の 図のと おり)	土石流	松尾下 川 207 - 1134	大洲市 北只の 図のと おり)	土石流	次の図のとおり
	栄町川 207 - 1146 - 1	大平野(図お別のと)	土石流	栄町川 207 - 1146 - 1	大平野(図お別が明のと)	土石流	次の図のとおり
	栄町川 207 - 1146 - 2	大平野 (図お 別のと)	土石流	栄町川 207 - 1146 - 2	大平野(図お 洲野田次のり のと)	土石流	次の図のとおり
	栄町川 207 - 1146 - 3	大平野 (図お ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	土石流	栄町川 207 - 1146 - 3	大平野(図お 洲野田次のり	土石流	次の図のとおり
	明日香 西川 207 - 1156	大平野 (図お 洲野田 次のり	土石流	明日香 西川 207 - 1156	大平野 (図お 洲野田 次のり	土石流	次の図のとおり
	明日香 北川 207 - 1157	大平野 (図お 那町 のと)	土石流	明日香 北川 207 - 1157	大平野(図お 洲野田次のり 市町 のと)	土石流	次の図のとおり
	香田川 207 - 1160	大平野 (図お 洲町 のと)	土石流	香田川 207 - 1160	大平野(図お 洲野田次のり 市町 のと)	土石流	次の図のとおり
	下松久 保川 207 - 1203	大川市成のとり	土石流	下松久 保川 207 - 1203	大上(図おり)	土石流	次の図のとおり
	上池岡 川 207 - 1205	大洲市 上須次の 図のと おり)	土石流	上池岡 川 207 - 1205	大洲市 上須次の 図のと り	土石流	次の図のとおり

サキ川 424 - 1338	大肱山(図お別川鳥次のり)	土石流	サキ川 424 - 1338	大肱山(図お 洲川県次のり 市町坂のと)	土石流	次の図のとお り
莵の尾 川 424 - 1343	大肱山(図お洲川鳥次のり)	土石流	莵の尾 川 424 - 1343	大肱山(図お洲川鳥次のり)	土石流	次の図のとお り
菊池川 424 - 1352 - 1	大肱宇(図お 別別のと)	土石流	菊池川 424 - 1352 - 1	大肱宇(図お 別川和のと)	土石流	次の図のとお り

菊池川 424 - 1352 - 2	大肱宇(図お 洲川和次のり 市町川のと)	土石流	菊池川 424 - 1352 - 2	大肱宇(図お別川和次のり)	土石流	次の図のとお リ
-----------------------------	----------------------------	-----	-----------------------------	---------------	-----	-------------

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、 大洲土木事務所及び大洲市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第986号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。 平成27年7月31日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定居宅サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名	指	定	居	宅	サ	- ビ	ス	事	業	所	指定年月日	サービスの種類
名称 又 は 氏 名	名				称	所		在		地	相处牛月口	りーこ人の作業
有限会社アポトライ	ラポール	えびす	デイサ	ービス		愛媛県宇	和島市	恵美須田	町1丁	目3番10	平成27年 6 月12日	通所介護
有限会社アポトライ	ラポール	えびす	ショー	・トステ	1	愛媛県宇	和島市	恵美須田	町1丁	目3番10	平成27年 6 月12日	短期入所生活介護

○愛媛県告示第987号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。 平成27年7月31日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定介護予防サービス事業者の	指	定	介	護	予	防	Ħ	_	Ľ	ス	事	業	所	指定年月日	サービスの種類
名称又は氏名	名					称		所		7	主		地	31 72 T 73 D	プロスの1主人
有限会社アポトライ	ラポーノ	レえび	すショ	∃-⊦	ステ	ſ	愛号	矮県宇 	≅和島	市恵	美須町	1丁[目 3 番10	平成27年6月12日	介護予防短期入所 生活介護

○愛媛県告示第988号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定(同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成27年7月31日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定介護予防サービス事業者の	指	定	介	護	予	防	サ	-	ビ	ス	事	業	所	指定年月日	サービスの種類
名 称 又 は 氏 名	名					称		所		7.	Ξ		地	拍化牛月口	リーころの作業
有限会社アポトライ	ラポール	レえび	゚゙すデ゙゙゙゚	イサー	ビス		愛号	媛県写	2和島	市恵美	美須町	1丁[目 3 番10	平成27年 6 月12日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第989号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年7月31日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定居宅サービス事業者		指	定	居	宅	サ	-	ビ	ス	事	業	所	廃止年月日	サービスの種類
名称 又 は 氏	名	名				称		所		在		地	洗止千万口	ク こへの行業祭
えひめ南農業協同組合		JAえひ	め南訪	問入浴	介護事	業所	霻	矮県宇	和島市	丸之内	5 丁目	5 番11号	訪問入浴介護	平成27年6月1日

○愛媛県告示第990号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年7月31日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定居宅介護支援事業者の名称	指	定	居	宅	介	護	支	援	事	業	所	廃止年月日	サービスの種類
指足店七川護又抜事業有の石利	名				称		所		在		地	廃业平月口	リーこ人の性類
えひめ南農業協同組合	JAえて 宇和事業)め南居 美所	宅介護	養支援も	ヹンター	南愛	媛県南	宇和郡	愛南町	城辺甲2	2652	居宅介護支援	平成27年6月1日
きいちごケアプラン合同会社	きいちこ	ニ ケアフ	プラン台	合同会社	t	愛	媛県宇	和島市	保手 2 ⁻	丁目 9 🕆	番10号	居宅介護支援	平成27年6月3日

○愛媛県告示第991号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成27年7月31日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

指定介護予防サービス事業者の	指	定	介	護	予	防	サ	_	Ľ	ス	事	業	所	廃止年月日	サービスの種類
名 称 又 は 氏 名	名					称		所		7:	Ξ		地	廃止牛月口	リーころの程規
えひめ南農業協同組合	JAえて)め南	訪問。	\浴介	護事	業所	変	愛媛県宇	₽和島	市丸。	之内 5	丁目:	5 番11号	介護予防訪問入浴 介護	平成27年6月1日

○愛媛県告示第992号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
	石畳中山線	喜多郡内子町袋口589番 3 から	旧	メートル 8 7~12 7	キロメートル 0.055	
宗 追	口 宜中山脉	同町袋口589番2まで	新	8 7~22 3	0 .055	

○愛媛県告示第993号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成27年7月31日

道路の種類	路線名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県 道	石畳中山線	喜多郡内子町袋同町袋口589番		から					平成27年 7 月31日

○愛媛県告示第994号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成27年7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の	種 類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	小田河辺大洲線		大洲市肱川町山		番から					平成27年 7 月31日	

訓令

○愛媛県訓令第15号

庁 中 一 般

副知事の担任事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

副知事の担任事務に関する規程の一部を改正する訓令

副知事の担任事務に関する規程(平成24年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 副知事の担任事務は、次のとおりとする。	1 副知事の担任事務は、次のとおりとする。
(1) • (2) 省略	(1) • (2) 省略
(3) 副知事 <u>仙波隆三</u>	(3) 副知事 <u>長谷川淳二</u>
ア・イ 省略	ア・イ 省略
2 省略	2 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

	
Δ	

〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	
平成27年7月21日	特定非営利活動法人 生命の貯蓄体操普及会	矢 野 順 子	松山市保免西 1 丁目 3 番11号	この法人は、広く国民の健康長寿づくりのため、 東洋医学の考え方を基礎とした生命の貯蓄体操 (日本式気功養生術)の普及等を行い、疾病予 防と健康増進に寄与することを目的とする。	

〇公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年7月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
- (1) 件名

土地(埋立地)の売払い

(2) 売り払う土地(埋立地)の所在地、地目及び地積

物件番号	所在地	地目	地積
	松山市大可賀三丁目1463番 3	雑種地	12 ,340 .72m²
	松山市大可賀三丁目1461番 3	雑種地	9 536 <i>8</i> 4㎡

- 2 入札に参加する者に必要な資格等
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の

規定に該当しない者であること。

- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3 年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局 から排除要請がある者でないこと。
- ウ 倉庫業者、一般港湾運送事業者または貨物自動車運送事業 者または港湾の利用に資する者であること。
- エ 本県の長期総合計画に賛同し、本県の方針に従う意思のあること
- オ 松山港の港湾施設を有効に利用し、ひいては本県の産業経済の発展に寄与する意思のあること。
- カ 大気汚染、水質汚濁、騒音などの公害に対し十分な防止対 策を立て実施する意思を有すること。
- (2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参 加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のな い者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成27年7月31日から平成27年8月17日までの勤務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。)

イ 提出場所

愛媛県土木部河川港湾局港湾海岸課管理係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2691

ウ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。)により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵便等による提出の取扱い

郵便等による提出の場合は、平成27年8月17日(月)午後5時15分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

- (3) 契約条項を示す場所等
 - ア 契約条項を示す場所、入札心得書、入札参加申込書の交付 場所及び問い合わせ先
 - (2)イに掲げる場所
 - イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法
 - (2)イに掲げる場所で交付する。
 - ウ 現地説明の日時及び場所
 - (ア) 日時

物件	番号	日時
		平成27年8月7日(金)午後2時
		平成27年8月7日(金)午後3時

(イ) 場所

売り払う土地(埋立地)の所在地

- 3 入札及び開札
 - (1) 入札及び開札の日時

物件番号	日時
	平成27年8月27日(木)午前10時
	平成27年8月27日(木)午前11時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第2別館5階土木部入札室

(3) 入札書の提出方法 持参により提出すること。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金 を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代 理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をし た小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。
 - イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。
- (3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者 に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無 効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (6) 売り払う土地(埋立地)の用途制限
 - ア 落札者は、契約締結の日から10年以内に、売り払う土地を 契約書記載の用途以外の用途に供しようとするときは、あら かじめ知事の承認を受けなければならない。
 - イ 落札者は、契約締結の日から10年間、知事の承認を受ける ことなく、売り払う土地に係る所有権、地上権その他の使用 若しくは収益を目的とする権利又は抵当権、質権その他の担 保物権の設定又は移転をしてはならない。
 - ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約 金として県に支払わなければならない。
- (7) その他

詳細は、入札心得書による。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第6号

教育委員長印は、平成27年7月30日限り、廃止した。 平成27年7月31日

愛媛県教育委員会

教育長 井 上 正

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第7号

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年7月31日

愛媛県公安委員会委員長 山 本 泰 正

愛媛県道路交通規則の一部を改正する規則

愛媛県道路交通規則(昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

> 改 正 後

改 īF 前

(運転者の遵守事項)

両等」という。)の運転者が遵守しなければならない事項は、次 の各号に掲げるものとする。

(1)~(8) 省略

(9) 普通自動二輪車(原動機の大きさが、総排気量については 0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下の ものに限る。)又は原動機付自転車(法第77条第1項の規定に よる許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験 において使用されるものを除く。)(以下「原動機付自転車等」 という。)を運転するときは、市町村(特別区を含む。)の条 例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けるこ ととされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動 機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。

(10)・(11) 省略

(道路の使用の許可)

- 長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次の 各号に掲げるものとする。ただし、公職選挙法に基づく選挙運動 又は選挙における政治活動として行われるものを除く。
 - (1)~(8) 省略
 - (9) 道路においてロボットの移動を伴う実証実験又は人の移動の 用に供するロボットの実証実験をすること。

(運転者の遵守事項)

- **第12条** 法第71条第6号の規定により、車両又は路面電車(以下「車 **│ 第12条** 法第71条第6号の規定により、車両又は路面電車(以下「車 両等」という。)の運転者が遵守しなければならない事項は、次 の各号に掲げるものとする。
 - (1)~(8) 省略
 - (9) 普通自動二輪車(原動機の大きさが、総排気量については 0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下の ものに限る。)又は原動機付自転車

(以下「原動機付自転車等」

という。)を運転するときは、市町村(特別区を含む。)の条 例で定めるところにより当該原動機付自転車等に取り付けるこ ととされている標識及び当該標識に記載された番号を当該原動 機付自転車等の後面に見やすいように表示すること。

(10)・(11) 省略

(道路の使用の許可)

- 第19条 法第77条第1項第4号の規定により、公安委員会が警察署 | 第19条 法第77条第1項第4号の規定により、公安委員会が警察署 長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次の 各号に掲げるものとする。ただし、公職選挙法に基づく選挙運動 又は選挙における政治活動として行われるものを除く。
 - (1)~(8) 省略
 - (9) 道路においてロボットの移動を伴う実証実験

をすること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第4号

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める管理規程を次のように定める。 平成27年7月31日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める管理規程

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成27年愛媛県条例第32号)の施行期日は、平成27年8月1日とする。

平成27年7月31日 発行 764